

# 宅地建物取引における人権問題に関する指針

平成24年12月

公益社団法人京都府宅地建物取引業協会

人権とは、人間が生まれながらに持っている「人として幸せに生きる権利」であり、日本国憲法において保障されている誰からも侵されることのない基本的な権利です。

しかし、残念ながら現在もまだ予断と偏見に基づく差別事象が生じており、宅地建物取引の場においても、同和地区かどうか、同和地区を校区に含むかどうかといった社会的差別を助長するような調査が行われているという実態が明らかになっております。

こうした同和問題をはじめとするさまざまな人権問題を解決することは、現代社会の重要課題であり、関係者は相互に協力しあい、その保有する機能を十分に発揮して、その解決に向けての具体的な取り組みを推進する必要があります。

## 1 宅地建物取引業における人権問題

- (1) 宅地建物取引業者は、その業務の適正な運営と取引の公正とを確保しながら、依頼者のニーズに合わせて良好な宅地や住宅等を提供すべき社会的な責務を負っています。
- (2) 一方、宅地建物取引の場において人権問題が生じていることは、平成22年度に京都府及び宅地建物取引業界団体が宅地建物取引業者を対象として実施した「人権問題についてのアンケート」の調査結果からも明らかになっております。
- (3) 宅地建物取引業者の社会的責務に照らして、このような人権問題を未解決のまま放置することは許されないところであり、宅地建物取引の場における人権問題の解決を図るために、府及び宅建業団体は役割を分担し、連携と協力のもと人権意識の高揚と普及に努める必要があります。

## 2 会員及び京宅協の人権問題解決に向けての責務

### (1) 会員の責務

#### ① 信頼性の確保

会員は、その取引行為において果たすべき社会的責務について一層自覚し、人権問題に関する社内啓発を推進し、人権意識の高揚に努めるものとする。

#### ② 取引物件の調査等

会員は、取引物件が同和地区に所在するかどうか、あるいは、同和地区を校

区に含むかどうか等といった問い合わせについては、調査・報告並びに教示をしないものとする。

また、差別につながりかねない不適切な広告、表示をしないものとする。

### ③ 入居機会の確保

会員は、国籍、障がい、高齢等の理由により、入居機会を制約したり、これを助長するような差別的行為をしないものとする。

また、その関係する家主等に対しても、人権問題についての理解を求めるところに努めるものとする。

## (2) 京宅協の責務

京宅協は、会員に対して、人権意識の高揚と普及を図るため、研修、啓発のための諸活動を推進するとともに、府や関係機関と連携しながら人権問題に係る啓発体制を確立し、組織的な研修・啓発の取組みに努めるものとする。

### ① 広報誌の活用

全会員に配布する京宅広報誌を活用し、「人権問題」等について系統的な情報が提供できるよう、府と連携しながら企画・検討する。

### ② 法定講習での啓発

取引主任者の法定講習においては、「人権問題」等を講習科目に位置付け、時宜に叶った情報の提供に努める。

### ③ 研修会での啓発

本部研修及び支部研修においても「人権問題」をテーマとして取り上げ、人材育成委員会の専門研修・啓発担当において、その具体的な研修内容等について企画・検討する。

### ④ 人権啓発推進体制の充実

京宅協は、会員自らが主体的に人権問題啓発活動を推進することを目的として、執行部内に推進班を設け、会員への人権問題に関する指導や会員からの相談に対応する。

推進班は、行政その他の団体が開催する人権問題講座等に積極的に参加し、推進班としての資質の向上に努めるものとする。

### ⑤ 差別事象への対応

会員の業務において差別事象が発生したとき、推進班は、関係行政機関と連携しながら、必要な資料を収集し、関係者からの事情聴取等に努め、事実関係を明らかにするとともに、その事象を教訓にして、今後の再発防止のための啓発活動や研修業務に反映させる。

また、取引の場において、依頼者からこうした問い合わせがなされた場合の具体的な対処方法等についての具体化を図る。